

2026年度 学生便覧



大阪大学
大学院生命機能研究科
Graduate School of Frontier Biosciences
The University of Osaka

大阪大学大学院生命機能研究科

目次（クリックすると該当のページに移動します。）

I.	生命機能研究科について	1
1.	生命機能研究科の概要	1
2.	生命機能研究科の教育の方針	1
■	最先端の知識・技術の教育	1
■	個性を生かした教育	1
■	幅広い教育	1
II.	教育プログラムについて	2
1.	修学年限と学位	2
2.	履修方法について	2
■	1年次入学者	2
■	3年次編入学者	2
3.	生命機能研究科で開講される授業科目群について	3
■	A群基礎科目	3
■	B群専門科目	3
■	C群研究科目	3
■	D群プロジェクト研究	3
■	E群研究科目	3
4.	生命機能研究科で開講される各科目の詳細について	4
■	B群専門科目認定のための「5つのセミナー聴講レポート」	4
■	B群専門科目「生命機能学Ⅰ、Ⅱ」	4
■	「研究倫理」について	5
■	D群「プロジェクト研究」	5
5.	研究室配属について	6
■	研究室配属	6
■	副指導教員について	6
6.	研究指導計画書について	7
III.	学位取得について	8
1.	修士学位の取得について	8
■	中間考査のスケジュール	9
■	中間考査受験にあたっての注意	9
■	論文審査委員	9
■	中間考査に係る必要書類	9
2.	博士学位の取得について	10
■	修了時期と対象者について	12
■	学位審査における審査委員についての留意事項	13
■	学位審査の流れ	13
■	予備審査前面談について	13
■	提出書類	13
IV.	大阪大学の大学院教育システム及び横断型教育について	15
■	大学院教育システム構築の背景と目的	15
■	DWAAの考え方	15

■ 知のジムナスティックスプログラム.....	16
■ 大学院副専攻プログラム、大学院等高度副プログラムについて.....	17
■ 高度教養モジュールについて.....	17
■ 学際融合教育科目について.....	17
V. 教育職員免許状の取得について.....	19
■ 教育職員の免許を取得するためには.....	19
■ 本研究科で取得できる免許状.....	19
■ 教職課程の履修方法.....	19
■ 免許状取得のために要する基礎資格及び修得単位数表.....	19
VI. 学生生活について.....	20
1. 授業科目の履修方法等について.....	20
■ 履修登録方法について.....	20
■ 履修登録の注意事項.....	20
■ KOANについて.....	20
■ 外国の大学院での授業科目等の履修について.....	20
2. 授業時間割について.....	21
3. 各種通知について.....	21
4. 教務関係手続き等について.....	21
■ 休学する場合〔必要書類：休学願〕.....	21
■ 退学する場合〔必要書類：退学願〕.....	22
■ 留学する場合〔必要書類：留学願＋海外渡航システム登録〕.....	22
■ 休学期間中に留学する場合〔必要書類：休学願＋海外渡航システム登録〕..	22
■ 大阪大学の他研究科へ転研究科する場合〔必要書類：転研究科願〕.....	22
■ 休学期間中に復学する場合〔必要書類：復学願＋診断書（該当者のみ）〕..	22
■ 改姓（改名）・保証人変更等の場合〔必要書類：転籍（改姓名）届〕.....	23
■ 指導教員等を変更する場合〔必要書類：指導教員（副指導教員）変更届〕..	23
■ 住所変更等.....	23
■ 留学による修得単位の認定.....	23
5. 証明書の発行について.....	23
■ 証明書自動発行機による発行.....	23
■ 大学院係での発行.....	23

I. 生命機能研究科について

1. 生命機能研究科の概要

20世紀の生命科学の発展によって、生命体を構成する要素、いわば部品について、その各々を明らかにし詳しく記述する作業は急速に進みました。それらの要素は、核酸、遺伝子、蛋白質、生体膜等であり、遺伝子工学、分子生物学、生理学など、医学・生命科学の研究分野によってもたらされたものです。生命機能が成立するための物質的な基盤についての知識は整ったと言えます。しかし、生命は物質の集合によって成り立っているわけではありません。それらが、極めて動的な、つまり刻々と変化することによって初めて成り立つ生命体システムが、生命の機能を生み出すのであり、そのシステムが同時に私たちの生命の実体です。

生命科学の発展の成果を反映して、これまでの細分化された分野の枠はその意義を失いつつあり、生命科学は、事実上3つの大きな分野に再編されています。まず、生命機能が20世紀の学際的成果を基礎として、これから生命科学の中心として発展すべき学問領域として形成されている。生命機能学は生きた状態の生命体がシステムとして実現する様々な機能について、その原理と機構を解明する科学です。その発展のためには、従来の医学・生命科学の再編だけでは不十分であり、工学、物理系理学との融合が必要です。これらとともに、生命体を構成する物質についての科学である生命物質学、ヒトをはじめとする生物と自然のかかわりについての科学である環境・生態学が、生命機能学と肩を並べつつ今後の生命科学を担ってゆきます。

大阪大学大学院生命機能研究科は、生命機能学に特化しつつこれからの生命科学の本流の推進という明確な使命を持った研究科として設置されました。

2. 生命機能研究科の教育の方針

■ 最先端の知識・技術の教育

本研究科では、医学・生命科学と工学系テクノロジー・理論との融合によってこれまでにない新分野を創成することを目指しています。国内外の当該分野で先導的な役割を果たしているスタッフにより、最先端の知識と技術を習得するとともに、学問分野の融合を目指した教育を行います。このような学習により、次世代の先導的生命科学分野を開拓する世界的レベルの人材を育成し、また、生命機能研究の成果を社会に還元できる人材を育成します。

■ 個性を生かした教育

本研究科に入学を希望する学生として、医学部・歯学部・人間科学部・心理学部・基礎工学部・工学部・薬学部・理学部・農学部など、本学はもとより、他大学を含めた理系学部出身者、さらにまた、素養と目的意識を持った文系学部出身者をも対象と考えています。出身が異なる学生達への教育にあたっては、未経験分野への基礎教育を行うとともに、それまで身につけた知識と技術（個性）を埋もれさせることなく、むしろ生かせるような教育を実施します。

■ 幅広い教育

新たな技術・分野の創出には多様な体験が必要です。また、生命機能研究科の成果を多様な方法で社会に還元するためにもその人材が幅広い体験を持つことは有用です。最先端の知識・技術の習得とともに、異分野を体験できる教育、また、民間企業研究所や寄附講座の客員教員による教育、企業における研究体験を含めた教育などの社会のニーズを意識できる教育を行います。

II. 教育プログラムについて

1. 修学年限と学位

本研究科の課程は、5年一貫の博士課程です。

本研究科では、所定の要件を満たした学生に以下の学位が授与されます。

修士（生命機能学）、修士（理学）、修士（工学）、修士（学術）
博士（生命機能学）、博士（理学）、博士（工学）、博士（学術）

2. 履修方法について

■ 1年次入学者

次に示すとおり授業科目を履修し、計40単位以上修得しなければなりません。

- ① A群の基礎科目のうち、高度教養教育科目として指定する科目（春学期開講科目の内、概論科目）の中から2科目1単位及び高度国際性涵養教育科目として指定する科目（秋学期開講科目の内、概論科目）の中から2科目1単位を含めて、2単位以上を修得すること。但し、英語で教育・研究を受ける学生については、高度国際性涵養教育科目を高度教養教育科目として読み替えることができます。
- ② B群の専門科目から12単位以上修得すること。
- ③ A群の基礎科目及びB群の専門科目を合わせて16単位以上修得すること。
- ④ C群の研究科目から14単位修得すること。
- ⑤ D群のプロジェクト研究から2単位修得すること。
- ⑥ E群の研究科目から8単位修得すること。

区 分		配当年次	要 件 単 位 数			
A群（基礎科目）	教養	1	1単位以上	計16単位以上	計30単位以上 *中間考査受験要件	計40単位以上
	国際	1	1単位以上			
B群（専門科目）		1, 2	12単位以上			
A群・B群自由選択			2単位以上			
C群（研究科目）			14単位			
D群（プロジェクト研究）		3～5	2単位		10単位	
E群（研究科目）			8単位			

A群、B群及びC群の科目について、定められた要件単位数に従い合計30単位以上を修得する者を対象に中間考査を行います。合格したものは修士の学位が認定され、3年次に進級することができます。中間考査の不合格者は留年となります。

※生命医科学の社会実装プログラムを履修する学生は、上記40単位に加えて、生命機能研究科規程の別表2に定めた「生命医科学の社会実装プログラム」の授業科目から20単位以上を修得しなければなりません。

※ヒューマンウェアイノベーション学位プログラムを履修する学生は、上記40単位に加えて、生命機能研究科規程の別表3に定めた「ヒューマンウェアイノベーション学位プログラム」の授業科目から12単位以上を修得しなければなりません。

■ 3年次編入学者

必要な研究指導を受けるほか、次に示すとおり授業科目を履修し、計10単位以上修得しなければなりません。

- ① D群のプロジェクト研究から2単位修得すること。
- ② E群の研究科目から8単位修得すること。

授業科目群ごとの詳細科目や、必要単位数の詳細などについては「授業科目一覧」に記載および解説しています。

授業科目一覧掲載場所：研究科 HP > カリキュラム詳細 > 授業科目 / 時間割

<https://www.fbs.osaka-u.ac.jp/ja/student/curriculum/#5>

3. 生命機能研究科で開講される授業科目群について

■ A群基礎科目

講義科目、実習科目、概論科目があり、ほとんどの科目が集中講義として開講されています。広いバックグラウンドを持つためにも、指導教員とよく相談のうえ、これまでに学部で学んだ分野と異なる分野を学ぶようにしてください。

なお、概論科目は研究紹介を目的とした科目で、春学期は日本語で、秋学期は英語で開講しています。開講学期は毎年入れ替えているので、計画的に履修してください。

■ B群専門科目

A) セミナー科目

所属研究室等で実施される論文講読、研究報告会、セミナー等への参加活動です。

セミナー聴講レポートの提出が単位認定の要件となります。詳細については、下記の「[B群専門科目認定のための『5つのセミナー聴講レポート』](#)」を参照してください。

B) 生命機能学

副指導教員との年2回程度の面談です。所属研究室以外の教員（副指導教員）へ自身の研究の進捗状況を報告し、討論を行ったうえで助言を得ること、また、2年次学年末の中間発表前の練習を行い、発表の洗練化を行うことを目的としています。詳細については、下記の「[B群『生命機能学Ⅰ、Ⅱ』](#)」を参照してください。

C) 特別集中講義

2日間程度の日程で実施される集中講義です。4月または10月に履修登録が必要ですので、忘れずに履修登録をしてください。

■ C群研究科目

所属研究室等での研究活動（修士レベル相当）です。

■ D群プロジェクト研究

所属研究室以外の研究室での研究に参加することにより、異分野を経験し、バックグラウンドを広げることを目的とした科目です。

■ E群研究科目

所属研究室等での研究活動（博士後期課程相当）です。

4. 生命機能研究科で開講される各科目の詳細について

■ B群専門科目認定のための「5つのセミナー聴講レポート」

1、2年次対象のB群専門科目のうち、「A) セミナー科目」については、所属研究室等のセミナーへの参加とは別に、学内外で開催されるセミナー5つの聴講レポートを提出することが単位認定の条件となっています。

自分の研究分野以外にも知見を広めてほしいという意図ですので、学内外を問わず様々なセミナーへ積極的に参加してください。本研究科で開催されるセミナーは、本研究科ホームページの掲示板やポスター等で通知されます。英語でのセミナーも多く開催されています。生命機能研究科研究交流会（FBSコロキウム）も対象セミナーとなっています。なお、どのようなセミナーを聴講するかは、指導教員と相談して決めてください。

【実施方法】

- ① セミナーを受講し、レポートを作成する。
 - ・ 指導教員に相談のうえ、学内外のさまざまなセミナーを受講する。
 - ・ レポートの様式は、研究科HPに掲載。
<https://www.fbs.osaka-u.ac.jp/ja/student/curriculum/#6>
「各種様式」>「5つのセミナー聴講レポート」
- ② レポートを指導教員に提出する。
 - ・ セミナー受講後、2週間以内に指導教員にレポートを提出する。
 - ・ 5枚目のレポートの提出期限は、4月入学者は1月末、10月入学者は7月末です。
- ③ 提出報告フォームへ回答する。
 - ・ レポート提出後、速やかに提出報告フォームに回答する。

URL：<https://forms.office.com/r/UeXuAJh9Nb>

【注意事項】

- ・ 1年次のB群科目認定に5つ、2年次のB群科目認定に5つがそれぞれ必要です。
- ・ 所属研究室等の発表は不可とします。

■ B群専門科目「生命機能学Ⅰ、Ⅱ」

【目的】

1、2年次に、自身の研究テーマに関して異なる研究室のメンバーと討論することにより異なる視点から自身の研究を見直す機会を作る。

【実施形態】

副指導教員へ自身の研究の進捗状況を報告し討論を行ったうえで助言を得る。また、2年次学年末には中間発表前の練習を行い、発表の洗練化を行う。

面談実施後に、レポートを作成し、副指導教員及び指導教員に提出する。

【実施時期】

	4月入学者	10月入学者
生命機能学Ⅰ 1回目	9月末まで	3月末まで
生命機能学Ⅰ 2回目	1月末まで	8月上旬まで
生命機能学Ⅱ 1回目	9月末まで	3月末まで
生命機能学Ⅱ 2回目	中間考査実施日まで	中間考査実施日まで

なお、副指導教員の判断により3回目以降を実施する場合もある。

【生命機能学の実施の流れ】

- ① 副指導教員にメールで面談を依頼する。
 - ・ 面談の日程、内容は副指導教員と相談のうえ決定する。
 - ・ 副指導教員の連絡先が不明な場合、研究科 HP の「研究室一覧」を参照すること。
https://www.fbs.osaka-u.ac.jp/ja/research_group/
- ② 面談を実施する。
- ③ 実施レポートを作成・副指導教員に提出する。
 - ・ 面談終了後、原則 1 週間以内に、副指導教員に提出する。
 - ・ 実施レポートは 2 部作成し、1 部を副指導教員に提出する。
 - ・ もう 1 部には、副指導教員にサインまたは押印をしてもらい、返却してもらう。
 - ・ レポートの様式は、研究科 HP に掲載。
<https://www.fbs.osaka-u.ac.jp/ja/student/curriculum/#6>
「各種様式」>「生命機能学実施レポート」
- ④ 実施レポートを指導教員に提出する。
 - ・ ③で副指導教員に押印してもらったレポートを指導教員に提出する。

■ 「研究倫理」について

「研究倫理」は正規の授業科目ではなく、e ラーニングによる講習です。単位はありませんが、「研究倫理」の受講は、1 年次学生については C 群科目単位認定の、3 年次学生については E 群科目単位認定のための必須要件となりますので、1 年次と 3 年次にそれぞれ必ず受講してください。原則として、春学期に実施されます。詳細については OU メールアドレス（大阪大学が付与する個人メールアドレス→・・・@ecs.osaka-u.ac.jp）に通知します。

■ D 群「プロジェクト研究」

【目的】

3 年次以降、一定の期間、所属する研究室とは別の研究室での研究に参加することにより、異分野を経験し、バックグラウンドを広げる。

【実施形態】

以下の A を基本とするが、B も可。

A) 生命機能研究科の他研究室で研究

- ① 研究に参加（目安は計 2 週間）
- ② セミナー・コロキウム・ジャーナルクラブ等の研究活動に参加。（目安は週 1 回、計 8 週間。期間中に発表の機会を与えられることが望ましい。）

B) その他

当該学生が「他研究室での研究に参加している」と指導教員が判断する活動であれば、単位認定可。例としては以下が挙げられる。

- ① 国内外における実習コースや短期集中コースへの参加。
- ② 外国人教員による講義やジャーナルクラブへの参加。
- ③ 国内外における他研究室での研究に参加。
- ④ 企業におけるインターンシップへの参加。

自身で履修登録をする必要があるため、「授業科目一覧」を参照し、忘れずに履修登録

をしてください。

授業科目一覧掲載場所：研究科 HP>カリキュラム詳細>授業科目／時間割

<https://www.fbs.osaka-u.ac.jp/ja/student/curriculum/#5>

5. 研究室配属について

■ 研究室配属

入学後すぐに、内諾を得た研究室に配属されます。配属後であっても、必要に応じて他の研究室とコンタクトを取り、研究室の変更をすることができます。指導教員の変更を希望する場合には、「指導教員変更願」の提出が必要です。「指導教員変更願」については、後述の「[教務関係手続き等について](#)」を参照してください。

■ 副指導教員について

研究指導を受ける教員とは別に、研究領域に関することは基より種々の相談に対応するために副指導教員制度を導入しています。副指導教員を選ぶ際には、十分に指導教員と相談の上で決めてください。

なお、1年次・2年次の学生については、副指導教員とB群科目「生命機能学」の面談を実施していただきます。

副指導教員に関する申し合わせ

本申し合わせでは、生命機能研究科規程第5条に規定する、副指導教員の詳細について定めるものとする。

(責務)

1. 副指導教員は、生命機能研究科B群専門科目「生命機能学」の授業を開講するものとし、担当する学生（以下、担当学生という）を履修者として指導、助言、成績評価等を行うものとする。

なお、副指導教員は、指導教員が指導できない状態になった時に、教務委員長の承認を以て、指導教員の裁量権を代行することができる。

(資格)

2. 副指導教員の資格を以下のとおり定める。
 - ・ 担当学生の指導教員が生命機能研究科基幹講座以外の者である場合、生命機能研究科基幹講座の専任教授でなければならない。
 - ・ 生命機能研究科の教授、准教授のうち教授会において指導教員の担当が認められた者又は准教授のうち教務委員長に副指導教員の担当が認められた者とする。

なお、副指導教員は他研究分野の教員の方が望ましい。

(決定方法)

3. 副指導教員は、学生からの希望に基づき、担当学生を選考・決定できるものとする。

なお、担当学生数は、原則として1学年あたり4名までとするが、教員自身の判断により増員できるものとする。

【決定方法】

- ① 指導教員と相談のうえ、第一希望の教員1名に連絡を取る。

- ② 内諾を得られた場合、「副指導教員届」を提出する。
- ③ 内諾を得られなかった場合、第二希望以降の教員に連絡を取り、内諾を得られ次第、「副指導教員届」を提出する。

【決定時期】

4月入学者：5月中

10月入学者：11月中

なお、詳細についてはOUメールアドレス（大阪大学が付与する個人メールアドレス→・・・・@ecs.osaka-u.ac.jp）に通知します。

6. 研究指導計画書について

生命機能研究科博士課程在籍の学生は、指導教員と面談の上、所定の「研究指導計画書」「研究指導報告書」を作成し、学年の終わり（4月入学者は2月末日、10月入学者は8月末日）に大学院係に提出することとなっています。詳細についてはOUメールアドレス（大阪大学が付与する個人メールアドレス→・・・・@ecs.osaka-u.ac.jp）に通知します。

大阪大学大学院生命機能研究科博士課程における研究指導計画書に関する申合せ

令和2年10月5日
教務委員会承認
令和2年10月14日
研究科委員会承認

大阪大学大学院生命機能研究科の博士課程の学生に対して、大阪大学大学院学則第5条の4第1項に基づく研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画を明示するために作成する研究指導計画書（以下「計画書」という。）について、次のとおり定める。

- 1 計画書は、各年度、指定された期日までに指導する学生ごとに作成する。
- 2 指導教員は、次の手順で計画書を作成する。
 - 一 学生と十分な打合せ等を行い、研究計画及び研究指導計画を作成し、計画書に記入する。
 - 二 作成した計画書を学生に明示し、指導教員と学生の双方が適切な方法により参照できるようにする。
- 3 指導教員は、必要に応じて、研究指導計画の見直しを行い、実効性の高いものに改めるよう努める。
- 4 研究科は、必要に応じて、指導教員に対し研究計画に基づく成果を報告する機会を設けることができる。
- 5 博士課程の学生は、作成した計画書を学年の終わりに大学院係に提出する。
- 6 提出された計画書は、5年間、大学院係で保存するものとする。
- 7 この申し合わせに定めるもののほか、必要な事項については、教務委員会が定めるものとする。

III. 学位取得について

1. 修士学位の取得について

本研究科では、修士課程の修了に相当する要件を満たせば、修士の学位が授与されます。

所定の単位を修得し、2年次に中間考査を実施し、修士論文に相当する「中間評価論文」を提出し、審査に合格すると修士の学位が授与されます。

中間考査実施に関する取扱いは、以下のとおりとなっています。

生命機能研究科中間考査実施に関する取扱いについて

(平成15年2月24日研究科委員会・教授会承認)

(令和元年10月23日(一部修正))

- (1) 本研究科の学生は、博士課程修了要件の一つとして、中間考査を受けるものとする。
- (2) 中間考査を受ける時期は、第2年次冬学期末とする。この時期に受検しない者、及び受検したが不合格となった者は指導教員の判断により以降の冬学期末に中間考査を受けるものとする。ただし、留学、病気その他の理由により受検しない者で、特別に考慮すべき事情が認められた場合は、上記の時期にかかわらず、教務委員会で個別に実施日を決定する。
- (3) 中間考査を受けようとする者は、「中間評価論文」を提出するものとする。
- (4) 中間考査の実施方法は、修士学位審査に準じるものとする。
- (5) 中間考査に合格した者には、修士の学位が授与され、授業科目のうち「D群科目」及び「E群科目」を履修し、博士論文を提出する資格を得ることができるものとする。
- (6) 中間考査申請の条件等は、下記のとおりとする。
 - ① 中間考査を申請できる者は、本研究科博士課程に当該年度末で2年以上在学し、所定の単位を修得見込みであること。なお、所定の単位が不足した場合は、中間評価論文の審査に合格しても留年となり、次年度以降も在籍のうえ所定単位を満たした時点で学位取得が認められる。
 - ② 中間考査の申請日時については、教務委員会が別に定める。
- (7) 修士又は博士の学位を有する者が第1年次に入学した場合は、上記により中間考査を受けるものとする。
- (8) 第3年次編入学者については、中間考査を免除するものとする。
- (9) 中間考査が不合格となった者は、3年次には進級せず、2年次に留年となる。
- (10) 上記による同一学年への在学は3年を超えることはできないものとする。
- (11) その他中間考査の取扱いに関し、疑義が生じた場合は、教務委員会で協議し、研究科委員会・教授会で決定するものとする。

■ 中間考査のスケジュール

4月入学者	10月入学者	
10月下旬頃	6月中旬頃	「修士学位申請フォーム」、「学位記記載事項確認票」提出期限
1月中旬頃	8月初旬頃	「中間評価論文題目」、「中間評価論文要旨」、「中間評価論文」、「誓約書」提出期限
2月初旬頃	8月下旬頃	中間評価論文公聴会・審査会
2月下旬頃	9月初旬頃	「中間評価論文（修正版）」提出期限 ※審査会で修正指示があった場合のみ
3月初旬頃	9月初旬頃	修士学位授与判定

上記は目安です。詳細は2年次の対象者にお知らせしますので、必ず確認してください。

■ 中間考査受験にあたっての注意

本研究科では、30単位取得「見込み」で中間考査を受けることになっています。中間考査合格のためには、所定の30単位を取得することが必要です。もし3月初旬（10月入学者は9月初旬）の中間考査合否判定の段階で所定の単位が不足していれば、中間評価論文の審査に合格しても留年となり、修士学位取得の時期は30単位を満了した時点、つまり、新年度に入ってからということになります。

そのような事態にならないよう、必要な単位を計画的に修得するようにしてください。

■ 論文審査委員

2名以上の本研究科関係教授【主査（指導教員）・副査】で構成するものとする。また、必要に応じて准教授や他研究科教員等を2人目の副査に含むことができるものとする。

■ 中間考査に係る必要書類

書類名	提出先	備考
修士学位申請フォーム	大学院係	副査の選定にあたっては、指導教員と相談のうえ、当該教員の内諾を得ること。
学位記記載事項確認票	大学院係	該当者のみ提出すること。
中間評価論文題目		KOANにて登録すること。
中間評価論文要旨	大学院係	論文の目的、内容、結論を1枚にまとめること。
中間評価論文	主査、副査、 大学院係	論文の具体的な体裁や分量については特に定めない。指導教員と相談のうえ、各自で判断すること。
誓約書	大学院係	

2. 博士学位の取得について

本研究科における博士学位申請資格と審査手順は以下のとおり定められています。

博士論文の審査及び最終試験に関する申し合わせ

本申し合わせは、大阪大学大学院生命機能研究科規程第14条及び第15条に規定する博士論文の提出、審査及び最終試験の詳細について定めるものとする。

1. 博士論文の提出及び審査、最終試験の方法について

〈博士論文の提出〉

博士論文は、指導教員の承認を得た上で、所定の学位授与申請書類とともに提出する。

〈博士論文の審査〉

- ・博士論文の審査は、予備審査と本審査の2段階を経る。
- ・予備審査は、予備審査会と予備審査委員会から成る。
- ・予備審査前面談を実施した者は、予備審査を受けることができる。
ただし、単位修得退学者は、予備審査前面談を実施する必要はない。
なお、予備審査前面談については別に定める。
- ・本審査は、本審査会と本審査委員会から成る。
- ・所定の手続きを経て予備審査に合格した者は、本審査を受けることができる。

〈最終試験の方法〉

本審査会は、所定の単位を修得した又は修得見込みの者について、最終試験として行う。なお、本審査会の日程は学位授与日に応じて別途通知する。

2. 予備審査について

〈予備審査の申請方法〉

所定の学位授与申請書類（予備審査用）に博士論文（電子データ）を添えて、大学院係を通じて博士号資格審査委員会へ提出する。

〈予備審査委員の構成〉

予備審査委員の構成条件は以下のとおりとする。

- ・予備審査委員は、申請者の専門領域に近い教員で、主査1名及び副査2名以上を含む3名以上を以って構成する。
- ・予備審査委員には指導教員や所属研究室の教員を含めないものとする。
- ・主査は、本研究科基幹講座の専任教授とする。
- ・副査のうち少なくとも2名は、本研究科の関係教授または准教授とする。
- ・副査のうち少なくとも1名は、本研究科の関係教授とする。

なお、副査として、他研究科、他大学研究機関の教授又は准教授に相当する者を加えることができる。

〈予備審査委員の決定〉

博士号資格審査委員会は、提出された学位授与申請書類、博士論文を審査した上で、予備審査委員を決定するものとする。

〈予備審査会〉

予備審査委員の決定を以って、予備審査を実施することができる。

ただし、予備審査会を実施するにあたり、筆頭著者論文（共筆頭著者を含む）として国際原著論文を投稿し、査読者から1回はコメントを得ている必要がある。

- 予備審査会は、申請者と予備審査委員により非公開で次のとおり行う。
- ・予備審査会実施条件となっている「査読者からのコメント」は、予備審査会までに申請者が予備審査委員に提出する。
 - ・申請者が各予備審査委員と相談して所定の期日までに実施する。なお、日程については、2回以上開催される可能性を考慮して決定することが望ましい。
 - ・予備審査会の会場は、申請者が各予備審査委員と相談して決定する。
 - ・予備審査会では、申請者が博士論文について発表し、質疑応答を行う。

〈予備審査委員会〉

予備審査会後、予備審査委員会を開催し、博士論文と研究能力の審査を行う。可否判定には申請者が第1著者となる学術論文についても十分に考慮する。

また、予備審査委員会の判断に応じて指導教員や関係者に説明や意見を求めること、審査保留として再度の予備審査会、予備審査委員会を行うことができる。

3. 本審査について

〈本審査の申請方法〉

予備審査に合格した者は、所定の学位授与申請書類（本審査用）を、大学院係を通じて研究科長へ提出する。

〈本審査委員の構成〉

本審査委員の構成条件は以下のとおりとする。

- ・本審査委員は、主査1名及び副査2名以上を含む3名以上を以って構成する。
- ・主査は、指導教員がなるものとする。ただし、指導教員が准教授の場合、主査は、予備審査委員の主査がなるものとする。
- ・副査は、予備審査委員から選任する。
- ・副査のうち少なくとも2名は、本研究科の関係教授とする。

なお、指導教員が准教授の場合、副査として指導教員を加えることができる。

〈本審査委員の決定〉

博士号資格審査委員会は、提出された予備審査結果報告書、予備審査の結果の要旨を審査した上で、教授会に本審査委員を提案する。

教授会は、生命機能研究科規程第15条に基づき、本審査委員を決定する。

〈本審査会〉

本審査委員の決定を以って、本審査を実施することができる。

本審査会は、公開で次のとおり行う。

- ・指定された日時に実施する。
- ・本審査会では、申請者が博士論文について発表し、質疑応答を行う。なお、発表及び質疑応答の時間はそれぞれ10分間とする。

〈本審査委員会〉

本審査会後、本審査委員会を開催し、博士論文と研究能力の審査を行う。

4. 学位授与判定について

博士学位授与判定は、本審査委員会の報告を受け、教授会が審議し、議決する。

5. 博士論文について

大阪大学生命機能研究科においては、博士論文の内容と形式について以下の指針を設ける。

- (1) 博士論文 (dissertation) は申請者自身によって書かれた一つの独立した論文であり、単著論文である。“We～” “私たちは～”ではなく、“I～” “私は～”と記載すること。
- (2) 博士論文は十分な学術的価値を有するものであり、その内容は高いオリジナリティを有するものでなければならない。
- (3) 研究の背景や目的、位置づけ、意義や新規性が当該分野以外の研究者にも理解できるように書かれた部分 (章) を含むものとする。
- (4) 申請者によって既に発表された論文の内容が含まれていても良いが、一つの統一した論文として書かれるべきである。
- (5) 英語または日本語で書かれるものとする (英語が望ましい)。
- (6) 日本語で博士論文を作成する者は、論文の表紙の後、日本語の要旨の前のページに英文アブストラクトを 200～300 語程度で付けることとする。
- (7) 以上を踏まえて、博士論文は次のような項目から構成されるものとする。
 - ① 表紙 (タイトル、氏名、修了年月)、② 要旨、③ 目次、④ 本文、⑤ 業績 (発表論文や学会発表など。共著の場合は申請者の主たる寄与を明記する。)
 また、博士論文は A4 版で作成するものとする。

6. その他

- (1) 学位授与申請書類及び博士論文等の必要部数、提出時期等については別途通知する。
- (2) 生命機能研究科に 5 年以上 (3 年次編入学の場合は 3 年以上) 在学し、必要単位を修得した者は、「単位修得退学」となり、退学後 3 年以内であれば博士学位授与申請をすることができるものとする。

■ 修了時期と対象者について

修了時期	申請対象		
	早期修了者	通常修了者	修業年限超過者
6 月期	×	×	○
9 月期	○	○	○
12 月期	×	×	○
3 月期	○	○	○
備考	予備審査前面談の実施が必要となるため、修了予定の 1 年前までに大学院係に連絡すること。また、予備審査前面談実施後に、資格審査も必要となる。		5 年 (3 年次編入学者にあつては 3 年) の修業年限を超えて申請する者。単位修得退学後 3 年以内の者を含む。

スケジュールの詳細は、本研究科ホームページの「NEWS&TOPICS」に毎年 3 月頃に公開される。また、手続きの詳細は、本研究科ホームページに毎年 5 月頃までに公開される。

<https://www.fbs.osaka-u.ac.jp/ja/student/valuation/>

(学生生活 > 中間評価・博士論文 > 博士課程修了と学位の要件)

■ 学位審査における審査委員についての留意事項

各審査委員会における「本研究科関係教授」とは、基幹講座、協力講座・連携講座、兼任教員の教授が該当します。教員の一覧は、本研究科ホームページの「研究室」を参照してください。

https://www.fbs.osaka-u.ac.jp/ja/research_group/

■ 学位審査の流れ

1. 予備審査前面談の実施
※【5年次に在籍する学生に対してのみ実施】
2. 博士論文の剽窃確認（指導教員が実施）
3. 予備審査関係書類の提出
4. 予備審査委員会の決定
5. 予備審査（論文発表 30 分、質疑応答 30 分の概ね 1 時間程度）【非公開】
6. 本審査関係書類の提出
7. 本審査委員会の決定
8. 本審査（公聴会）（発表 10 分、質疑応答 10 分）【公開】
9. 学位授与判定
10. 学位授与

■ 予備審査前面談について

5年次に在籍する学生に対して、7月（10月入学の場合は12月）に予備審査前面談を行います。それに先立ち、指導教員と相談の上、面談を行う教員候補者（主査1名、副査2名以上）を選出し大学院係に所定の様式を提出してください。予備審査前面談委員のうち2名以上は本研究科関係教授とし、主査は生命機能研究科基幹講座教員から選ぶ必要があります。なお、指導教員及び所属研究室の教員は面談委員になれません。各面談委員の判断により、副査の3人目以降の面談委員として他研究科、他大学研究機関から委員（教授及び准教授に相当）を加えることができます。

申請内容を博士号資格審査委員会で審議した後、予備審査前面談委員を決定します。この予備審査前面談委員は、原則として後に実施する予備審査会の主査・副査となります。詳細については別途通知します。なお、面談後に主査が作成する「予備審査前面談実施報告書」については、指導教員にも共有し、今後活かしてください。

■ 提出書類

*提出書類は追加になる場合があるので、必ず掲示・通知で確認してください。

<予備審査前面談申請時>

- (1) 予備審査前面談委員候補者の推薦

<予備審査申請時>

- (1) 学位授与申請書（予備審査）（様式1）
- (2) 論文目録（様式2）
- (3) 論文内容の要旨（様式3）

- (4) 履歴書（様式4）
- (5) 指導教員の予備審査推薦理由書（様式6）
- (6) 研究実績（業績）調書（様式7-1）
- (7) 共著者承諾書（主論文の第一著者が2名以上の場合のみ）（様式8-1）
- (8) 誓約書（様式9）
- (9) 博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）確認書（様式10）
- (10) 剽窃確認の結果
- (11) 博士論文（暫定版）（電子データ（PDF）のみ）
- (12) 予備審査申請フォーム
- (13) 論文題目

<予備審査終了後>

- (1) 博士学位論文予備審査結果報告書
- (2) 論文審査の結果の要旨及び担当者（予備審査）
- (3) 本審査委員候補者の推薦

<本審査終了後>

- (1) 博士学位論文審査結果報告書
- (2) 論文審査の結果の要旨及び担当者
- (3) 博士論文（電子データ（PDF）のみ）

【留意事項】

※詳細は大阪大学ホームページ「大阪大学の博士の学位を授与された者が留意すべき事項」をご確認ください。

URL: <https://www.osaka-u.ac.jp/ja/education/gakui/ryui>

博士論文（全文）のインターネット公表を「保留」とした場合で、その後、出版刊行、学術誌等への掲載後、出版社等の著作権ポリシーを学位被授与者が確認した場合及び特許出願内容の公開後は、速やかに、その報告を「博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）保留事由に係る報告書（様式11）」により大学院係へ提出してください。

IV. 大阪大学の大学院教育システム及び横断型教育について

■ 大学院教育システム構築の背景と目的

現代社会には、SDGsに代表される様々な課題が数多く存在します。こうした複雑な社会課題を解決するには、それぞれのコアとなる専門的知見に加えて、広い視野から課題を多角的に捉え、多様なステークホルダーと柔軟に協働する力が求められます。

このような社会背景を踏まえて、大阪大学では、大学院での学びを皆さん自身がデザインすることができる新しい大学院教育システム「学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム” Double-Wing Academic Architecture”（以下「DWAA」という。）」を推進しています。

■ DWAA の考え方

DWAA は、研究科・専攻等における専門分野の教育（「知の探究」型教育）に加え、専門分野のコアの修得を前提として、新たに「知と知の融合」「社会と知の統合」の二つの方向に教育を広げていく点が特徴です。

知の探究

これまでの学術編成を尊重し**専門分野を深め、専門家を育成する教育**

従来の学術編成に基づいた研究科の専門分野における深い知識や高い技術を保持する人材を育成する教育です。

知と知の融合

いくつかの異なる学問・研究分野からなる**複合領域を学修する教育**

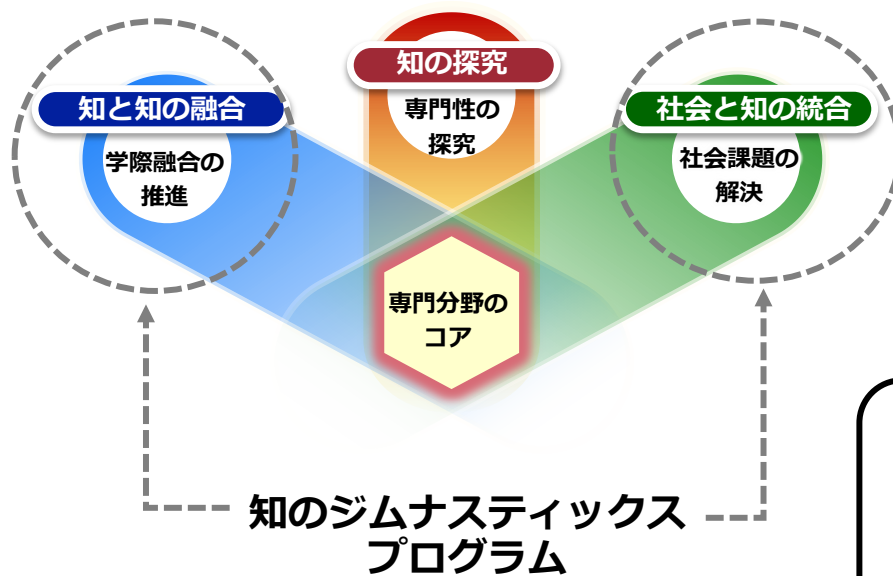
異なる分野にも視野を向け知的地平を広げられる教育を指します。新たな知識や技術の組み合わせを試みる創造的な活動を促進します。

社会と知の統合

社会課題に対する解決に向けての実践的な取り組みを通じて学修する教育

社会の様々なステークホルダーとともに解決すべき課題を発見して解決方法を創造し、さらに社会に実装することができる能力を育成します。授業の中で、社会課題の解決に実践的に取り組む機会を提供し、異なる背景を持った人々と意思疎通を図る能力や社会を変えようとする過程で直面する困難を乗り越える力量を身につけます。授業によっては、学外（社会、企業等）との接点を持った取組み等も含まれます。

学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム (Double-Wing Academic Architecture)



詳細はこちら



■ 知のジムナスティックスプログラム

この DWAA の考え方にに基づき、「知と知の融合」「社会と知の融合」の二つの学際領域に分類される高度教養教育の教育プログラムを総称して「知のジムナスティックスプログラム」と予備、専門分野の深化を目指す従来の大学院教育と併せて履修を推進しています。

大阪大学で展開している教育プログラムについては以下の二次元コードからご確認ください。



■ 大学院副専攻プログラム、大学院等高度副プログラムについて

大阪大学では、大学院教育における高度教養教育の更なる展開に向けて導入された「学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム（Double-Wing Academic Architecture、DWAA）」を推進しており、その一環として、大学院に入学した学生を中心に、学生が所属する主専攻の教育課程以外の教育プログラムを履修できる「**大学院副専攻プログラム**」、「**大学院等高度副プログラム**」を提供しています。

「主専攻の学修と並行して、用意されたプログラム科目を効果的に受講することで、学際的・俯瞰的な視点や複眼的視野を養うことを目的としています。

どちらのプログラムも、教育目標に沿った一定のまとまりのある授業科目で構成されており、各プログラムが定める要件を満たすことで、当該プログラムの修了認定証が交付されます。

なお、2026年度は「大学院副専攻プログラム」24プログラム、「大学院等高度副プログラム」51プログラムが実施されます。

また、「大学院等高度副プログラム」のうち、一部のプログラムは「**大学院科目等履修生高度プログラム**」として、社会人に対しても提供されています。

各プログラムの詳細については、以下の URL もしくは二次元コードからご参照ください。

<https://itgp.osaka-u.ac.jp/program/program-category/fukupro/>



!

■ 高度教養モジュールについて

高度教養モジュールとは、特定のテーマについて学修する機会を提供するため、従来の大学院副専攻プログラムや大学院等高度副プログラムより要件単位数を減らしつつも、科目間に関連付けを持たせた科目群制度です。副専攻プログラム・高度副プログラム履修の第一歩として大学院生の皆さんの履修をお待ちしております。

詳細については、以下の URL もしくは二次元コードからご参照ください。

<https://itgp.osaka-u.ac.jp/program/program-category/module/>



■ 学際融合教育科目について

本学における横断型教育（学部・研究科の枠を超えた学び）の、より一層の充実を目指して、複眼的視野を涵養するための授業科目として「**学際融合教育科目**」を設置しています。学際融合教育科目は、全学の大学院学生に開講していますので、興味のある方は是非履修してみてください。

※学際融合教育科目は、大学院横断教育科目の科目区分の一つとして開講しています。詳細については、それぞれのシラバスを参照してください。

※履修登録は、全学で統一された「他部局科目の履修登録期間」内に KOAN（学務情報システム）から行ってください（<https://koan.osaka-u.ac.jp>）。

※大学院横断教育科目の単位認定についての取り扱いは、研究科によって対応が異なります。修了要件への算入可否については、事前に指導教員や所属研究科の教務担当窓口を確認してください。

詳細については、以下の URL もしくは二次元コードからご参照ください。

https://itgp.osaka-u.ac.jp/program/advanced_5939/



V. 教育職員免許状の取得について

■ 教育職員の免許を取得するためには

大学（短期大学）及び高等専門学校を除くすべての国公立学校の教育職員（常勤、非常勤を問わない）となるためには、それぞれ相当の教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得しなければなりません。免許状を取得するためには、「教育職員免許法」、「教育職員免許法施行規則」等の定めるところにより大学において所定の単位を修得する必要があります。

■ 本研究科で取得できる免許状

本研究科は、中学校教諭・高等学校教諭「理科」の専修免許状取得のための課程として認定されています。すでに「理科」の一種免許状を取得している者が同教科についての専修免許状を取得する場合は、大学院において開講される「大学が独自に設定する科目」を24単位以上修得すればよいことになっています。

「大学が独自に設定する科目」は別に定めていますので、具体的な科目名及びその他詳細については、「生命機能研究科教職課程の大学が独自に設定する科目表」を参照してください。必要な方は大学院係まで、メールでご連絡ください。

なお、平成15年度から法律の改正により、一定の要件を満たせば専修免許状に専攻名のほか、分野名まで記入できるようになりました。

■ 教職課程の履修方法

免許状を取得するためには、基礎資格を得た上に「教科に関する科目」、「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」について、下表に掲げる所定の単位数及び教育職員免許法施行規則第66条の5に定める科目を8単位修得しなければなりません。

■ 免許状取得のために要する基礎資格及び修得単位数表

免許状の種類	基礎資格	特に文部科学省令で定める科目	教育の基礎的理解に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目		
						大学院で修得	
中学校教諭	一種免許状	学士の学位	8	27	28	4	
	専修免許状	修士の学位	8	27	28	4	24
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位	8	23	24	12	
	専修免許状	修士の学位	8	23	24	12	24

VI. 学生生活について

「大阪大学取り扱い説明書 学生生活の手引」をご確認ください。

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/manual>

修学に関する基本情報

修学・学生生活・就職等の相談

課外活動

海外留学をしよう

阪大生として知っておくべきこと

各種手続き・証明書

学内施設

その他

学生生活 Q & A

1. 授業科目の履修方法等について

■ 履修登録方法について

履修登録は、大阪大学学務情報システム（KOAN：下記「KOANについて」参照）により行います。

本研究科で開講する授業科目については、あらかじめ履修登録期間が決まっています。事前に別途OUメールで通知しますので必ずご確認ください。

■ 履修登録の注意事項

前年度までに修得した科目や同一時間内の重複受講はできませんので、時間割表でよく確認してください。

またB群～E群の所属研究室で実施される授業科目についても履修登録が必要ですので、忘れないように登録してください。

■ KOANについて

KOANには、学内外のパソコンからアクセスすることができます。ログインには、入学時にお渡しする「大阪大学個人ID」が必要です。

KOANの入力・操作マニュアルは、マイハンドアイに掲載されていますので、適宜、参照してください。〔マイハンドアイ：<https://my.osaka-u.ac.jp/>〕

■ 外国の大学院での授業科目等の履修について

本研究科に在学中の者で外国の大学院に留学して授業科目等を履修する場合は、留学する前に予め留学に係る所定の手続きを行い、研究科長の許可を得る必要があります。

留学先で修得した単位は、教授会の承認を得て、10単位を限度として修了に必要な単位とすることができます。なお、手続き方法については、後に記載の「留学による取得単位の認定」を参照してください。

※1. 正規の留学手続きを経た者の留学先大学院における履修科目については、当該大学院の発行する履修証明書に基づき、その科目及び単位の認定について審査されます。

※2. 履修証明書には、授業科目、単位数、評価（評価基準併記）、授業期間（始期、終期）及び授業延べ時間数が明示され、当該大学院の長等の証明がなければなりません。

ん。

2. 授業時間割について

生命機能研究科の授業時間割表は、ホームページの「カリキュラム」に掲載しています。また、シラバスは同「カリキュラム」より KOAN のシラバス閲覧サイトへリンクしていますので、参考にしてください。

<https://www.fbs.osaka-u.ac.jp/ja/student/curriculum/#5>

時限	時 間	時限	時 間
1	8 : 5 0 ~ 1 0 : 2 0	4	1 5 : 1 0 ~ 1 6 : 4 0
2	1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0	5	1 6 : 5 0 ~ 1 8 : 2 0
3	1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0	6	1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 0 0

3. 各種通知について

学生のみなさんに対する通知等は、KOAN 掲示板や生命機能研究科ホームページ、OU メールにより周知いたします。なお、学外のパソコンからも閲覧可能ですので、必要に応じて閲覧するように心がけてください。

学生個人への連絡は、事情によっては電話、電子メールにて行う場合がありますので、KOAN には常に最新情報を登録しておくようにしてください。また、大阪大学本部及び大学院系からのメールでの連絡については、OU メールアドレスあてに送信いたしますので、普段 OU メールを使用しない場合は、転送設定をするなどして、必ず確認できるようにしておいてください。

4. 教務関係手続き等について

各種届出の様式及び提出方法は、研究科ホームページに掲載しています。一部の様式は掲載していませんので、必要な場合は大学院係まで問い合わせてください。

<https://www.fbs.osaka-u.ac.jp/ja/student/curriculum/#6>

休学・退学などをする場合は、原則として休学開始期日の2週間以上前までに手続きを完了してください。

■ 休学する場合 [必要書類：休学願]

病気その他の事由により3ヶ月以上修学が困難な場合は、研究科長の許可を得て休学することができます。

① 授業料に関する取扱い

授業料は、学期ごとに納入期限（前期分：5月、後期分：11月）があります。休学に伴う授業料の納入額については、次のA～Cに示すように願い出のタイミングにより異なります。必ず期日までに手続きを行ってください。

- A) 3月（又は9月）末までに4月1日（又は10月1日）開始の休学を申し出てこれが許可された場合は、休学期間中の授業料は不要です。復学期日の属する月から納付する必要があります。
- B) 4月（又は10月）末までに5月1日（又は11月1日）開始の休学を申し出て手続きを完了しこれが許可された場合は、休学するまでの1か月分のみ納付する必要

があります。

- C) 上記の期日までに手続きを完了できなかった場合は、休学の開始が学期途中であっても、前期分（又は後期分）の授業料全額を納付する必要があります。

② 在籍期間の取り扱いについて

- A) 休学期間は、在学年数に算入されません。
B) 休学期間は、5年（3年次編入学の場合は3年）を超えることはできません。
C) 在学期間は、7年（3年次編入学の場合は5年）を超えることはできません。

■ 退学する場合　〔必要書類：退学願〕

就職その他の事由により退学を希望する場合は、研究科長の許可を得て退学することができます。

① 授業料に関する取扱い

授業料は、学期ごとに納入期限（前期分：5月、後期分：11月）があります。退学に伴う授業料の納入額については、次のA～Bに示すように願出のタイミングにより異なります。必ず期日までに手続きを行ってください。

- A) 4月1日（又は10月1日）以降、4月末日（又は10月末日）までに学期途中の退学を申し出て手続きを完了しこれが許可された場合は、1か月分の授業料に相当する額に退学する月までの分を乗じて得た額を納付する必要があります。
B) 上記期限までに手続きが完了できなかった場合は、退学期日が属する学期（前期又は後期）の授業料を納付する必要があります。

■ 留学する場合　〔必要手続き：海外渡航システム登録〕

本学と外国との間に締結された（大学間／部局間）学生交流協定等に基づく大学院への派遣（交換留学）を希望する場合は、留学開始の原則1ヶ月以上前に研究科長の許可を得なければなりません。

■ 休学期間中に留学する場合　〔必要書類：休学願＋海外渡航システム登録〕

語学留学などを目的とした私的な海外渡航で、3ヶ月以上修学が困難な場合は、休学を願出することができます。

■ 大阪大学の他研究科へ転研究科する場合　〔必要書類：転研究科願〕

本研究科修業期間内に本学他研究科への転研究科を希望する場合（修士学位取得後、他研究科博士後期課程への進学を希望する場合等）は、当該研究科の事務に資格や出願期限を確認したうえで、申し出てください。研究科試験ではなく、入学試験を受験して他研究科に進学（入学）する場合は、検定料・入学料が発生しますのでご注意ください。

■ 休学期間中に復学する場合　〔必要書類：復学願＋診断書（該当者のみ）〕

休学の事由が消滅し、休学期間中に復学しようとする場合は、復学の前月までに願出で許可を得てください。また、病気等で医師の診断書に基づく休学をした場合には、医師の診断書を添えて「復学願」を提出してください。

ただし、休学期間中に復学した場合は、復学した日が属する月からの授業料が発生します。

なお、休学期間満了日翌日に復学する場合には、手続き不要です。

■ **改姓（改名）・保証人変更等の場合** [必要書類：転籍（改姓名）届]

転籍（改姓名）等に伴い、学籍情報（KOANに登録されている氏名のデータ等）の変更を希望する場合は、随時届け出てください。

■ **指導教員等を変更する場合** [必要書類：指導教員（副指導教員）変更届]

諸事情により配属研究室等の変更を希望する場合は、関係教員の上承を得たうえで変更することができます。

■ **住所変更等**

本人連絡先（住所、電話番号等）に変更が生じた場合は、速やかに KOAN→[学生住所登録]画面より修正してください。[学生住所登録]に登録されている連絡先は、授業料納入等の各種連絡に必要となります。

■ **留学による修得単位の認定**

[必要書類：留学による修得単位認定願、留学先大学の成績証明書、シラバス等講義の内容が分かるもの]

留学先で修得した単位を本研究科の修了に必要な単位として認定を希望する場合は、帰国後速やかに必要書類を提出してください。成績証明書には、授業科目、単位数、評価（評価基準併記）、授業期間（始期、終期）及び授業延べ時間数が明示され、当該大学院の長等の証明がなければなりません。なお、所定の認定単位数を超えて履修した授業科目は、修了単位には加算されませんが、学籍簿には登録されます。

5. **証明書の発行について**

■ **証明書自動発行機による発行**

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/certificates/testifier.html>

■ **大学院係での発行**

<http://www.fbs.osaka-u.ac.jp/ja/student/certificate/>

証明書自動発行機で発行できない証明書については、大学院係が発行します。上記のリンクの「申請方法」に従い、申請してください。なお、申請時期や証明書の種類等により時間を要する場合がありますので余裕をもって申請してください。